

連携室だより 第2号

島根県歯科医師会 在宅歯科医療連携室

日頃より在宅歯科医療連携室の運営にご協力いただきありがとうございます。
連携室では、在宅や施設・病院で療養されていて、歯科医院への通院が難しい方の口腔に関する困りごとの相談を受けるため、「歯科の往診ほっとライン」を設置しており、相談件数も少しずつ増えてきています。
今後とも皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

歯科の往診ほっとライン（島根県歯科医師会事務局内）

☎0852-27-8020

平日 9:00~17:00

*土日・祝日・年末年始は対応しておりませんのでご了承ください



出雲大社

現在までの利用状況に関して、

- * 相談内容は義歯の不具合に関するものがほとんどですが、口腔ケアについての相談や、飲み込みが悪いなど嚥下に関する相談も寄せられています。
- * 相談をされた方の地区別では松江・出雲など県東部が6割、浜田・益田・江津・邑智など県西部が4割で、全ての症例で往診を行う歯科医師を紹介しています。
- * 「歯科の往診ほっとライン」を利用された方のほとんどはかかりつけ歯科医を持っておらず、長期間、口腔管理がされていない状態でした。



「食事がしにくい」「歯の具合が悪い」などの依頼を受け往診してみると、口腔ケアが全くされていないケースもあります。全身の機能の低下とともに口腔の機能も低下するため、義歯の不適合・口腔乾燥・嚥下障害などの不具合が起こりやすくなり、食べることが不自由になります。

口腔ケアは口腔内を清潔にすることだけでなく、肺炎の予防や、ケアの機械的刺激により唾液分泌を促し口腔機能の改善を図るなどの目的を持って行われるものですが、うがいができるか、歯があるか、乾燥が強いか、などの口腔の状態は個人によって異なる上に、介護に関わるご家族の口腔ケアに対する理解度や手技能力もさまざまです。そのため、在宅での介護が必要になったら、できるだけ早い段階で歯科医師による口腔内診査や、その方に合った口腔ケアのアドバイスを受ける必要があります。



「ご存知ですか？歯科の往診」

歯科の往診（歯科訪問診療といいます）の対象者には、以下のような規定があります。

「常時寝たきりの状態であって、在宅等で療養を行っており、疾病、傷病のために通院による歯科治療が困難な患者であること（寝たきりの状態だけでなく、心身の障害の病状等が医学的に困難な場合も含まれる）」と規定されており、「患家までの距離は特別な理由がない限り16kmを超えてはならない」「交通費は患家の実費負担とする」などの細かい規定もあります。

「足や腰が痛く、家族と同居でないため交通手段がないので来て診てほしい」「往診に行ったらデイサービスを利用されていた」「タクシー代や交通費の請求に関するトラブル」など、患者さんと歯科医師の間で誤解が生じることもあり、これらへの対応・対策は各地域の歯科医師会で異なる場合があります。

歯科医院への通院が難しい方の口腔に関するあらゆる相談は、在宅歯科医療連携室を通していただくことで、不要なトラブルを避け、各地域の実情をふまえた上でスムーズに歯科の往診につなげることができます。ぜひ、今後とも在宅歯科医療連携室の普及・利用促進のご理解とご協力をお願いいたします。